

# 事務局職員給与規程

(目的)

**第1条** この規程は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会職員就業規則第36条の規定に基づき職員（公共団体等を定年により退職した者及びこれに準じると会長が認めた者を除く。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

**第2条** この規程において給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の支払い)

**第3条** 給与は、すべて現金をもって直接本人に全額を支払う。ただし、給与支払者が、給与から控除することを法令で規定されているものを除く。

2 前項の規定にかかわらず、給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表)

**第4条** 職員に適用する給料表は、山梨県職員給与条例（昭和27年山梨県条例第39号。以下「県職員給与条例」という。）に定める行政職給料表によるものとする。

(職務の級)

**第5条** 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1のとおりとする。

(初任給)

**第6条** 新たに職員となった者の給料月額は、別表第2を基準として決定するものとする。ただし、新たに職員となった者が学歴免許等の資格又は経験年数を有し、別表により難しい場合には、県職員給与条例の適用を受ける者（以下「山梨県職員」という。）の例により会長が決定するものとする。

(昇給)

**第7条** 職員の昇給は、山梨県職員の例により行うものとする。

(給与の支給方法等)

**第8条** 職員に支給する給与は、この規程に定めるもののほか、支給条件、支給額、支給方法等については、山梨県職員の例によるものとする。

(昇格)

**第9条** 職員の昇格の基準は、会長が別に定める。

(管理職手当)

**第10条** 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、別表第3に定める職にある者に対して、同表に定める支給割合により支給する。

(派遣職員の給与)

第11条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「派遣法」という。）の規定の適用を受ける職員の給与については、この規程にかかわらず、派遣法第2条第1項に規定する取決めで定めるものとする。

(規定の準用)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、県職員給与条例を準用する。

## 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 施行日前日に財団法人長寿やまなし振興財団（以下「長寿財団」という。）の職員であった者で、施行日においてこの規程の適用を受ける者の前日以後の最初の期末手当及び勤勉手当の支給については、長寿財団の職員であった期間を通算する。
- 3 昭和61年6月5日施行の給与規程は廃止する。
- 4 平成23年4月1日一部改正
- 5 平成25年4月1日一部改正
- 6 平成29年4月1日一部改正
- 7 令和3年4月1日一部改正
- 8 令和5年4月1日一部改正

別表第1 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
6 級	事務局長、参事
5 級	事務局次長、介護福祉総合支援センター長、課長、所長、室長、主幹
4 級	室長、課長補佐、副所長、主査、災害対策推進幹
3 級	研修企画幹、福祉人材定着支援幹、生活支援幹、副主査、主任
2 級	主事
1 級	主事

別表第2 初任給基準表

学歴	初任給
大学卒	1級21号級
短大卒	1級13号級
高校卒	1級5号級

別表第3 管理職手当表

職名	支給割合
事務局長	給料月額の100分の10